

# 伊万里市市民活動団体登録要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、伊万里市が、市内で活動する市民活動団体の情報を収集し、広く公開することより、これから市民活動を始めようとする市民へのきっかけづくりを行うとともに、市民活動団体の組織強化及び団体間の連携と情報交流の促進を図り、伊万里市における市民活動を促進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「市民活動」とは、次の条件を満たす活動をいう。

- (1) 市民の自主性・自発性に基づく活動であること。
- (2) 営利を目的としない活動であること。
- (3) 不特定かつ多数の者の利益増進に寄与する活動であること。
- (4) 市民に対して内容が開かれた活動であること。
- (5) 政治活動や宗教活動を目的としない活動であること。

## (登録の要件)

第3条 市民活動団体として登録することができる団体は、伊万里市内で市民活動を行う3人以上で組織する団体とする。ただし、宗教団体、政治団体及び企業団体（企業に所属する者で構成し、かつ、団体名に当該企業名が含まれるものをいう。）は除く。

## (登録の申請)

第4条 市民活動団体として登録をしようとする団体は、市民活動団体登録申請書（様式第1号）に、当該団体の規約又は会則を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

## (登録)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、市民活動団体として登録（以下「登録団体」という。）し、次に掲げる事項を市のホームページに掲載する。

- (1) 団体名
- (2) 代表者職・氏名
- (3) 事務局の連絡先等
- (4) 設立の時期
- (5) 会員数
- (6) 設立の目的及び理由
- (7) 活動分野
- (8) 具体的な活動内容
- (9) 団体のPR
- (10) 会員の募集
- (11) 会費の有無

- (12) 活動エリア
- (13) その他市長が必要と認める事項  
(情報の公開)

第6条 市長は、市のホームページへの掲載等、適切な方法により登録団体の情報を公表するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 登録団体は、登録内容に変更があったときは、市民活動団体登録事項変更届(様式第2号)を、速やかに、市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録団体が市民活動団体登録抹消申請書(様式第3号)を市長に提出したとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該団体の登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条で規定した要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽その他不正な手段で、登録の申請を行っていたことが判明したとき。
- (3) その他の理由により市長が登録を不相当と判断したとき

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、市民活動団体登録抹消通知書(様式第4号)を当該団体へ通知するものとする。

(登録の更新)

第9条 登録団体の情報は、2年ごとに更新するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

2 前項の更新は、市民活動団体登録更新申請書(様式第5号)により、一斉に行うものとする。

(庶務)

第10条 この市民活動団体の登録制度に関する庶務は、市民生活部まちづくり課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成30年9月7日告示第174号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第61号)

この要綱は、告示の日から施行する。